

第3節 障害者福祉

1 身体障害者福祉

(1) 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定められた程度の障害を有する者に、申請に基づいて交付される手帳で、同法の適用の証明となり、かつ各種障害福祉サ

ービスを利用する根拠となるものである。管内の身体障害者手帳所有者の状況は、表1のとおりである。

表1 身体障害者手帳所有者数 令和2年度末現在（単位：人）

	18歳未満	18歳以上	合計
小松市	58	4,008	4,066
加賀市	40	2,989	3,029
能美市	26	1,555	1,581
川北町	5	157	162
県計	638	41,226	41,864

(2) 特別障害者手当等

在宅の重度心身障害児(者)に対して手当の支給を行っている。

時の介護を必要とする在宅障害児(20歳未満)を対象とする。

ア 特別障害者手当

著しく重度の障害のため、日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅障害者(20歳以上)を対象とする。

ウ 福祉手当

昭和61年3月31日において、20歳以上の従来福祉手当受給(経過措置分)者の内、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害者基礎年金も支給されない在宅障害者を対象とする。

イ 障害児福祉手当

重度の障害のため、日常生活において常

表2 特別障害者手当等支給事務処理状況 令和2年度(単位：人)

	R元年度末現在	申請	決定状況等			停止解除	停止	資格喪失	2年度末現在
			認定	却下	保留				
特別障害者手当	—	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児福祉手当	2	—	—	—	—	—	—	—	2
福祉手当	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 当センターの事務対象地域は川北町のみである

表3 特別障害者手当等の受給者状況 令和2年度末現在（単位：人）

	特別障害者手当		障害児福祉手当		福祉手当		合計	
	受給者	支給停止者	受給者	支給停止者	受給者	支給停止者	受給者	支給停止者
川北町	—	—	2	—	—	—	2	—
県計	765	25	465	18	23	1	1,253	44

2 知的障害者福祉

(1) 療育手帳

知的な障害を有する者に、申請に基づいて交付される手帳で、知的障害児(者)に対して一貫した相談援助を行うとともに、これらの者が各種障害

福祉サービスを利用する根拠となるものである。管内の療育手帳所有者の状況は、表4のとおりである。

表4 療育手帳所有者数

令和2年度末現在(単位:人)

	判定A(重度)			判定B(中・軽度)			合計		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
小松市	53	226	279	148	456	604	201	682	883
加賀市	31	206	237	48	300	348	79	506	585
能美市	23	119	142	72	198	270	95	317	412
川北町	4	9	13	7	18	25	11	27	38
県計	557	2,944	3,501	1,393	4,626	6,019	1,950	7,570	9,520